

会 議 録 （要旨）

会 議 名	第1回 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会
開 催 日 時	平成23年7月14日（木） 午後2時00分 ～ 3時10分
開 催 場 所	市役所 3 階 301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：賀川委員、諸江委員、乃一委員、石川委員、井上委員、 木内委員、峯岸委員、島田委員、 欠席者：榎本委員、坂元委員
議 題	1 会長及び副会長の選出について 2 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について 3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について 4 その他
結 論 <small>（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）</small>	議題1について： 会長に「賀川委員」及び副会長に「諸江委員」で決定。 議題2について： 本検討委員会を公開とし、その取り扱いについては、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおりとすることで決定。 議題3について： 「武蔵村山市公共下水道事業の概要について」を事務局から説明。 議題4について： 今後の会議の開催予定について事務局より説明。 第2回は、8月5日（金）多摩川上流水再生センター視察。 第3回は、8月26日（金）下水道事業の財政状況等について 第4回は、9月26日（月）下水道財政の今後について
審 議 経 過 <small>（主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）</small>	<p>式次第</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委嘱書の交付 ○ 市長あいさつ ○ 議 題 <ol style="list-style-type: none"> 1 会長及び副会長の選出について 2 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について 3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について 4 その他 <p>司 会 （部長）</p> <p>第1回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会を開催させていただきます。</p> <p>初めに、委員の皆様には市長より委嘱書の交付をさせていただきます。</p> <p>なお、市長が直接自席までお持ちしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>—委嘱書の交付—</p> <p>司 会 （部長）</p> <p>以上で委嘱書の交付を終わります。</p> <p>続きまして、市長から挨拶をお願いいたします。</p> <p>……………市長挨拶……………</p>

	<p>市長</p>	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>本日は大変お忙しい中、お集まりをいただき誠にありがとうございます。また、このたびは「下水道事業財政健全化検討委員会」委員就任を快くお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>さて、本市の下水道事業につきましては、昭和48年12月に都市計画決定を行い、昭和49年10月、本格的整備に着手、そして、昭和54年6月には市の西部地区にあたります「多摩川上流処理区」が、さらに、昭和60年3月には、市の東部地区にあたります「荒川右岸処理区」が供用を開始し、平成22年度末現在の整備率は97.5%、普及率は100%となっているところでございます。</p> <p>ご案内のとおり、下水道事業につきましては、独立採算を原則としております。そこで、前回、平成19年度に設置されました検討委員会では、2年間で使用料を10%値上げすべきとの報告をいただき、これに基づきまして、平成20年度と21年度にそれぞれ約5%、合わせて10%の使用料改定をさせていただきました。</p> <p>これらの効果もございまして、平成22年度予算の一般会計繰出金は、3億2千万円程度になり、下水道会計の歳入に占める割合は、21.5%となったところでございます。</p> <p>しかしながら、平成23年3月に策定いたしました「第四次武蔵村山市長期総合計画」の中では、平成27年度までに一般会計からの下水道事業の繰出金割合を15%以内にするという目標も設定されているところでございます。</p> <p>また、供用を開始してから既に35年以上が経過することから、下水道施設の老朽化も進んでおり、今後は、施設の維持管理、改築更新、さらには地震対策といった部分についても推進していかなければならないと考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、委員、皆様方には、将来必要となるこれらの経費、また、使用料収入のバランス等についても御検討いただき、今後の健全な下水道経営についての指針をお示しいただければと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。</p>
	<p>司会 (部長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長につきましては、公務のためここで退席させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
	<p>司会 (部長)</p>	<p>それでは、これから会議に移るわけですが、お手元に配布してございます資料をご覧いただきたいと思います。</p>
		<p>本検討委員会の設置要綱が資料1でございます。この第4条に基づきまして、会長及び副会長につきましては委員の皆様からの互選で選任するという規定がございまして、まだ互選されていませんので会長、副会長が決定するまでの間、申し訳ございませんが事務局の方で議事進行をさせていただきます。</p>

		<p>たいと思います。</p> <p>それでは、ここで今回初めての委員会ということですので、委員に就任された方々の御紹介ということで、誠に恐縮ですが賀川委員さんの方から自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>……………委員挨拶……………</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>なお、本日、榎本 昭委員と坂元 美敏委員お二人につきましては、所要がございまして欠席ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>続きまして、今後委員の皆様方とお付き合いをさせていただきます事務局の方から自己紹介させていただきます。</p> <p>……………課長、主査、担当の順序で自己紹介。……………</p> <p>それでは、最後になりましたが大変申し遅れて申し訳ございませんが、私は都市整備部建設管理担当部長の内野と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、今後座ったまま進行させて頂きたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次に議題に入らせて頂くわけですが、本検討委員会の会議録の作成のため、会議の録音をさせていただきますので、御了承いただきたいと思ひます。それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>議題1「会長及び副会長の選出について」でございます。</p> <p>先ほど御説明いたしましたとおり、設置要綱第4条で会長及び副会長は委員の互選によるとなっております。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。</p> <p>司会者一任</p> <p>只今、司会者一任の声がございましたので、会長に「賀川委員さん」、副会長に「諸江委員さん」をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>委員 司会 (部長)</p> <p>委員 司会 (部長)</p> <p>会長 副会長 司会 (部長)</p> <p>会長</p> <p>異議なし。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>「異議なし」ということですので、会長に「賀川委員」、副会長に「諸江委員」を決定させていただきます。</p> <p>それでは誠に恐縮ですが、会長さん及び副会長さんには、それぞれの席の方へ移動していただきたいと思ひます。</p> <p>ここで、会長さん及び副会長さんから、それぞれ御挨拶をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>……………会長挨拶……………</p> <p>……………副会長挨拶……………</p> <p>どうもありがとうございました。それでは、これから議事、進行につきましては、会長さんのほうでお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>どうもありがとうございます。それでは議事に進みたいと</p>
--	--	--

	<p>事務局 会 長 事務局</p>	<p>思います。</p> <p>本日の出席委員は、8名であります。</p> <p>武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会設置要綱第5条第2項の規定により、定足数に達しておりますことを委員の皆様にお知らせいたします。</p> <p>それでは、議題2「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>挙手。 事務局。 ……………資料の確認……………</p> <p>それでは、説明の前に、本日ご配布させていただきました、資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>1枚目が、本日の「会議次第」でございます。</p> <p>次に、本検討委員会に対する諮問書。</p> <p>次に、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」です。</p> <p>次に、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開に関する運営要領（案）」です。</p> <p>次に、「平成23年度検討委員会の開催予定日（案）」です。</p> <p>次に、「次回以降の会議の開催日程」です。</p> <p>次に「メモ用紙」です。</p> <p>最後に、ファイルいたしました「会議資料」になります。不足等ございませんか、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議題2「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について」ご説明させていただきます。</p> <p>2枚目の「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」をご覧くださいと存じます。</p> <p>指針の第3条の規定に基づきまして、本検討委員会の会議において、「会議の公開の可否」を諮ることとしており、その中で「公開する」とした場合には、第8条第1項により「会議公開運営要領」を会議に諮って制定することになっております。</p> <p>そこで、次の資料「運営要領（案）」をご覧くださいと思います。</p> <p>この要領は、第1条から第6条までの構成となっております。</p> <p>第1条が要領の趣旨となっております。</p> <p>第2条が、会議の公開について規定しております。</p> <p>第3条が、非公開情報の取扱いについて規定しております。</p> <p>第4条が、会議の一部公開について規定しております。</p> <p>第5条が、傍聴の許可について規定しております。</p> <p>第6条は、委任ということで、この要領に定めるもののほ</p>
--	----------------------------	---

		<p>か必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとされております。</p> <p>運営要領（案）につきましては、以上のとおりでございますが、会議の公開について及び要領（案）について、委員の皆様様の御了承をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>簡単ですが、説明とさせていただきます。</p> <p>会長 ただいま、議題2の説明が事務局よりありましたが、これについて質疑等ございましたらお受けいたします。他に質疑等ございませんか。</p> <p>各委員 会長 なし。</p> <p> 「なし」ということでございますので、本検討委員会を公開とし、その取り扱いにつきましては、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおりといたします。</p> <p>会長 それでは、運営要領の「案」をとってください。</p> <p> それでは、議題3に入ります。</p> <p> 「3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について」に入ります。事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 会長 事務局 挙手。</p> <p>事務局。 </p> <p> それでは、議題3「武蔵村山市公共下水道事業の概要について」説明させていただきます。</p> <p> はじめに資料の確認をさせていただきたいと思えます。</p> <p> まず、1ページから12ページまでが、これからご説明させていただきます「本市公共下水道の概要」の資料となっております。その次に《参考資料》といたしまして、インデックスで番号を付けさせていただいておりますが、1が、本検討委員会の設置要綱でございます。</p> <p> 次に2が、本委員会の「委員名簿」となっております。</p> <p> 次に3が、本市下水道条例及び同規則でございます。</p> <p> 次に4が、本年3月に策定をいたしました、下水道の総合的な計画であります「下水道プラン」でございます。</p> <p> 次に、5が、平成19年度に設置されました「財政健全化検討委員会」からの報告書でございます。</p> <p> 次に6としまして、「武蔵村山市の汚水処理区」をお示ししました白図になります。</p> <p> 最後に、「多摩川上流水再生センター」と「清瀬水再生センター」のパンフレットです。</p> <p> 何か、資料に不足等はありませんでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p> それでは、「武蔵村山市公共下水道の概要について」ご説明をさせていただきます。</p> <p> 資料の1ページをお開き頂きたいと思えます。</p>
--	--	--

		<p>「第1下水道の役割と種類及び分類について」でございます。</p> <p>まず、下水道の役割ですが、下水道は雨水を排除し、また、生活や生産活動で発生いたします「汚水」を処理する重要な施設であります。さらに、汚水をきれいな水に浄化いたしまして、河川や海の汚れを防ぐことも下水道の大きな役割となっております。</p> <p>下水道とは「汚水」と「雨水」の両方を処理するものであります。</p> <p>また、その方式ですが、2の「下水道の種類」にございますように、汚水と雨水と一緒に処理いたします「合流式」、汚水と雨水を分けて処理する「分流式」がございます。</p> <p>武蔵村山市の場合には、汚水と雨水を別けて処理する「分流式」で整備されております。</p> <p>分流式と合流式には、それぞれメリット、デメリットがあるわけですが、合流式の場合には、ひとつの管渠で汚水、雨水と一緒にの管に流して処理しますので、分流式と比べ、管がひとつですので、整備が容易であります。短時間に大量の降雨があった場合、最近、よく言われております「ゲリラ豪雨」のように、一度に大量の雨水が「下水道」に流入した場合、この処理が出来ず、処理しきれない汚水が雨水とともに、そのまま川や海などに排出されてしまい、水質汚濁や悪臭の発生、公衆衛生上の観点などからいろいろな問題が起きることもございます。このため、国では合流式から分流式に改善するよう指導を行っているところでございます。</p> <p>一方、分流式につきましては、汚水と雨水を分けて処理をいたしますので、これらの問題は発生いたしません。汚水管と雨水管をそれぞれ別々に整備しなければならないことから、膨大な整備費用がかかるというデメリットもございます。</p> <p>次に、下水道の分類ですが、下水道には「流域下水道」と「公共下水道」、「都市下水路」がございます。まず、1つ目の「流域下水道」でございますが、これは地方公共団体（市、町等）が管理する下水道から排除される下水を受け、これを排除し、及び処理するために、2つ以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場（水再生センター）を有するものでございます。</p> <p>2つ目の「公共下水道」は、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体（市町村）が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道幹線に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造物のものをいいます。</p> <p>一般的には、一番身近な市内の道路等に敷設してあります下水道を「公共下水道」と言います。なお、個人宅地内に個人で設置したものは「排水設備」といいます。</p>
--	--	--

3つ目の都市下水路ですが、これは主として市街地内の雨水排除を目的とするものでございます。近隣では、福生市、羽村市、青梅市で実施しております。

次に2ページをお願いいたします。

「第2流域下水道事業について」でございます。

東京都の多摩地域におきましては、多摩川流域下水道及び荒川右岸東京流域下水道の2つの事業を実施しております。

多摩川流域下水道につきましては、野川・北多摩1号・2号・多摩川上流・南多摩・浅川・秋川の7処理区で、それぞれの処理区に処理場(水再生センター)があるわけですが、本市は、そのうちの「多摩川上流処理区」になります。

また、荒川流域につきましては、荒川右岸処理区の1処理区でございます。

「参考資料6」の武蔵村山市の白図をご覧頂きたいと思えます。

市内を東西に概ね2分してございまして、中央から左側の青色の太線で囲ってあります部分が多摩川上流処理区ということで、次にお話します昭島市の「多摩川上流水再生センター」に汚水が流入し、処理を行っております。

また、右側のピンク色の太線で囲ってある部分が荒川右岸処理区でございますが、こちらにつきましては清瀬市の「清瀬水再生センター」で汚水処理を行っております。

恐れ入ります、2ページに戻っていただきます。

1多摩川流域下水道ですが、本市の場合は、先ほどもお話ししましたが、7つの処理区の中の「多摩川上流処理区」に入っております。後ほどご覧いただけたらと思えますが、参考資料の7に多摩川上流水再生センターのパンフレットがございます。

構成市は6市2町で、青梅市、昭島市、福生市、羽村市、瑞穂町の大部分と立川市、武蔵村山市、奥多摩町の一部の汚水を処理しております。

多摩川上流水再生センターの概要でございますが、供用開始区域は6,853ヘクタールで事業計画区域面積は、9,349ヘクタールでございます。

昭島市宮沢町にございまして、運転開始は昭和53年5月で、処理能力は1日当たり約24万8千トン、施設の敷地面積は、約15万平方メートルでございます。

普及状況でございますが、全体人口が47万千人対し、普及人口が46万7千人で、普及率は99%でございます。

次に、荒川右岸東京処理区でございますが、こちらも参考資料の7に清瀬水再生センターのパンフレットがございます。

構成市は9市で、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、西東京市の大部分、武蔵野市、小金井市、小平市、武蔵

村山市の一部の汚水を処理しております。

清瀬水再生センターの概要でございますが、供用開始区域は7,737ヘクタールで事業計画区域面積は8,043ヘクタールであります。

清瀬市下宿にございまして、運転開始は昭和56年11月で、処理能力は1日当たり約37万トン、施設の敷地面積は、約21万平方メートルです。

普及状況でございますが、全体人口が72万4千人、全体普及人口が72万3千人で普及率は約100%となっております。

次に、「第3公共下水道事業について」ご説明いたします。

本市の公共下水道事業は東京都が施工いたします、流域関連公共下水道事業として、分流式により昭和49年10月に事業に着手しております。流域下水道計画との関係から、先ほどもお話をさせていただきましたが、市内を東西の2つに分け、東部地区については、清瀬市の「清瀬水再生センター」、西部地区については、昭島市の「多摩川上流水再生センター」で汚水の処理を行っております。

雨水整備については、地形の関係から残堀川水系、空堀川水系に別れており、残堀川水系の事業認可は受けておりました一部事業に着手しておりますが、空堀川水系につきましては事業認可までには至っておりません。

汚水の平成22年度末現在の面的整備率でございますが、97.5%となっており、残りの未整備部分については生産緑地などの農地の区域となっております。このため下水道の普及率は100%となっております。

また、水洗化率ですが、平成22年度末で98.8%となっております。

下水道に未接続、水洗化になっていない世帯数は市内に353世帯ございます。未接続世帯の内訳ですが、浄化槽の世帯が174世帯、汲み取りの世帯が179世帯ございます。

下水道への未接続世帯につきましては、毎年、職員が各家庭を訪問し、水洗化についてのお願いに努めているところでございますが、未接続世帯の大半が貸家ですとか、老朽化した家屋、建て替え計画がある、経済的に困難である等の理由により未接続となっているのが現状でございます。

続きまして「第4の公共下水道事業の法律的な位置付け」でございます。

地方財政法第6条に公営企業の財政運営の方法が定められており、政令第12条で定められております13の事業、公共下水道事業も含めまして、他には水道事業、交通事業、電気事業などがあります。これらの経理については「特別会計」をもって行なわなければならないと規定されております。

また、これら公営企業の事業について、「その経費は、その

性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該事業の性質上能率的な経営を行なってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」とされております。適正な経費負担区分を前提といたしました、「独立採算制」が義務付けられているところでございます。

なお、下段の米印に、簡単な説明を記入してございますが、米印の1の一般会計からの繰入金でございますが、これは基準内繰入金ということで総務省からの通達により決められておまして一般会計から繰り入れることが認められている経費です。例えば、雨水に係る経費、水質規制に係る経費、不明水の処理に係る経費などがございます。

次に「第5下水道事業特別会計の現状について」ご説明いたします。

下水道事業の歳入決算額に占める歳入の内訳ですが、平成17年度から21年度の5か年平均で「下水道使用料」が53%、「一般会計繰入金（繰入金）」が28%を占めております。

そこで、汚水処理費を下水道使用料で賄う割合であります、「汚水処理費経費回収率」ですが、平成19年度から21年度の3か年の平均ですが、100.3%で、この数字上では、下水道使用料で汚水処理費を賄うことができているということになります。

しかし、これにつきましては、平成19年度の「下水道事業繰出基準に係る改正」の施行に伴い、分流式下水道の汚水資本費の一部、これも一般会計からの繰出しが認められるようになったことから、この回収率の算定において、分流式下水道の汚水資本費の一部が、下水道使用料として賄うべき汚水処理費に含まないことができるようになったことによるものでございます。

そこで、平成18年度までの、従来の基準により、回収率を算定いたしますと、回収率は74.9%で、現状では汚水処理費を賄うことができるだけの「下水道使用料収入」を得てはいないと、いえると思っております。

汚水の事業費（建設費・維持管理費）は、基本的に私費（下水道使用料）で賄い、雨水の事業費は、公費（一般会計繰入金等）で賄う、いわゆる「汚水私費、雨水公費の原則」とされております。

次に5ページをお願いいたします。

「第6公共下水道事業の主なあゆみ」です。

まず、本市公共下水道は、昭和48年12月に都市計画決定、武蔵村山市下水道条例が制定されて事業がスタートしております。

昭和49年4月に下水道事業特別会計を設置し、同年9月には市の西部地区の多摩川上流処理区の事業認可を受け、10月から事業着手し、昭和54年6月に供用開始されております。

また、昭和54年12月には、市の東部地区の荒川右岸処理区の事業認可を受け、昭和61年3月には供用が開始されているところでございます。

下水道使用料の改定及び検討委員会の関係ですが、昭和57年4月に40.7%の改定を行なっております。

続きまして、平成4年度に財政健全化検討委員会でご審議いただき、その結果、平成7年12月に平均で40.3%、平成9年1月に平均で24.1%、平成10年7月に平均で8.9%の改定をそれぞれ行なっております。

また、平成11年度の検討委員会の結果では、平成12年7月に平均で10.0%、平成13年7月に、平均で6.4%の改定をそれぞれ行なっております。

平成14年度の検討委員会の結果では、3か年に分けて改定を行いまして、平成15年10月に平均で5.0%、平成16年10月に4.8%、平成17年10月には、4.5%それぞれ改定を行なったところでございます。

そして、前回、平成19年度の検討委員会におきましては、答申内容を受けまして、平成20年10月に5.0%、平成21年度に平均4.7%の改定を行ったところでございます。

次に6ページをお開きいただきたいと存じます。

「第7下水道使用料について」ご説明いたします。

ここでは下水道使用料の徴収について、法的な根拠を若干、ご説明させていただきます。

下水道は公の施設に該当しまして、地方自治法第225条の規定により、その利用に対し条例の定めるところにより使用料を徴収することができることとされております。

また、下水道法第20条では、公共下水道管理者（市長）は、条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができることとされております。これは、使用者を特定できることや、便益を享受していることから、全ての経費を税負担するのではなく、使用者負担とすることにより費用負担の公平の原則に合致するため、公共下水道管理者に使用料徴収の一般機能が与えられているものでございます。

具体的には、武蔵村山市下水道条例第12条の2に「下水道使用料」を規定させていただいているところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

「第8東京都26市の公共下水道普及状況」でございます。

これは平成22年3月31日現在の多摩地域の各市の公共下水道事業の普及状況を一覧表にしたものでございます。武

蔵村山市は下段の方にございますが、普及状況は100%で
ございます。

次に、8ページ、9ページでございます。

「第9 蔵村山市公共下水道事業特別会計決算（予算）」の状
況ですが、8ページには平成14年から平成18年度、9ペ
ージには平成19年度から平成22年度までの公共下水道事
業特別会計歳入歳出の決算。今年度、平成23年度の予算に
つきまして、後程ご覧いただきたいと思ひます。

この表では見づらひと思ひますので、次の10ページに
「第10歳入合計額に占める下水道使用料及び一般会計繰入
金等の割合」を挿入させていただいておひます。一番下の段
には、それぞれの割合を棒グラフで指し示させて頂いておひ
ます。この中で、下水道使用料につきましては、平成14年
度の歳入合計額の占める割合が41.5%でござひました。
平成23年度予算では、69.4%となつておひまして、2
7.9ポイント歳入に占める割合が低くなつておひます。

次に一般会計繰入金ですが、平成14年度では、歳入合計
額に占める割合が52.6%でござひましたが、平成23年
度予算では、27.2%であり、25.4ポイントの歳入合
計に占める割合が少なくなつておひるところでござひます。

しかしながら、先ほど市長の御挨拶でもござひましたが、
本年3月に作成されました、「第四次蔵村山市長期総合計
画」の中で数値目標ということで、下水道事業の繰出金を2
7年度までに15%以内ということとされておひます。

参考までに、近隣5市の一般会計からの繰入金の状況を申
し上げますと、平成21年度決算ですが、本市が26.8%
であったのに対しまして、立川市では38.4%、昭島市で
は22.0%、東村山市では26.3%、福生市では23.
3%、東大和市では18.8%となつておひます。

「その他の歳入」の内容ですが、「下水道受益者負担金」、「前
年度からの繰越金」、「公共下水道事業・流域下水道事業につ
いての公営企業金融公庫からの借入金」でござひます。

次に11ページをお願いいたします。

「第11科目別歳出状況」でござひます。

この表の中の、「1の総務費」ですが、こちらは人件費、一
般事務費、各種協議会等の負担金、車両管理経費、下水道使
用料徴収委託料などでござひます、一番下の段ですが、平成
23年度予算では1億7,572万6千円で歳出合計に対し
11.8%の支出割合となつておひます。

次に「2の事業費」でござひますが、下水道管の敷設や維
持管理経費、流域下水道維持管理負担金、これは先ほどお話
しました、清瀬水再生センター及び多摩川上流水再生センタ
ーに本市から流入しました汚水を処理していただくための経
費、また、各センターの建設工事費などで、平成23年度予

		<p>算では5億6,766万7千円で歳出合計に対して38.2%の支出割合となっております。</p> <p>次に「3の公債費」ですが、工事等のために借り入れた「借入金」の元金及び利子の償還に充てるもので、平成23年度は7億4,320万4千円で、歳出合計に対して49.9%の支出割合となっております。</p> <p>「4の予備費」は2百万円で、0.1%となっております。</p> <p>続きまして12ページでございますが、「東京都26市の下水道使用料の状況」を一覧表で示したものでございます。下水道使用料の現況」ということで、本年6月現在の状況で使用料のランク別の単価で表しております。</p> <p>まず、上段の「立川市」から「西東京市」の表ですが、本市を含みます17市が、基本料金の設定を「月10立方まで」としておりまして、排出量に応じて表の右側に示す単価が加算されていきます。</p> <p>次に、その下の表の八王子市以下7市及び東京都の基本料金の設定は「月8立方まで」となっております。</p> <p>最下段の国分寺市とあきる野市につきましては、他の市とランクの区分が異なっているものでございます。</p> <p>次に表の右側をご覧いただきたいと思います。月額の使用料を10立方、20立方というようにランクごとの使用料について比較をしております。</p> <p>一番下の段に、ランク別の本市の順位を示しておりますが、月に10立方使用の場合は、26市中15位であります。</p> <p>同じく、20立方使用の場合は17位、25立方使用の場合は、18位、30立方、40立方及び50立方使用の場合は、26市中19位というような状況となっております。</p> <p>雑駁ですが、以上で「武蔵村山市公共下水道事業」の概要説明とさせていただきます。</p> <p>今、ご説明がありました、ご質問がある方はどうぞ。</p> <p>10ページにあります、使用料とか繰入金とかありますが、一般会計からの繰入金というのは、雨水処理のためのお金なんですか。それと限らずに、特別会計に入れているだけですか。</p> <p>一般会計から繰入れられる繰入金の用途というのは、一定の決まりがございまして、その用途の範囲以内で繰り入れるということになります。</p> <p>汚水処理であれば、誰がどれだけ使ったか分かりますよね。雨水の処理であれば、毎年降る雨の量が違う訳ですから、負担する公費が違うはずですが。</p> <p>本市では、雨水処理は現在、公共下水道雨水としては、やっています。道路雨水やそういったもので、処理をしていただきたい。ということで公共下水道雨水はまだ処理をしていないということでございます。</p>
	会長 委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	

		<p>市内の一部西の方に、グリーンタウンというのがあります がそこから雨水管が一部残堀川に流れているのがあります が、それ以外は処理をしていないということでございます。</p>
会 長		<p>後、どなたかご質問は、ございませんか。</p>
委 員		<p>12ページの東京都26市下水道使用料の状況順位があり ますが、高い順、安い順。</p>
事務局		<p>失礼いたしました。使用料の高い順となっております。 本市は上から数えて10立方が15番目です。</p>
委 員		<p>15番目ということですね。</p>
事務局		<p>はい。50立方使用した場合は、上から19番目になりま す。安い方に属しているということになります。</p>
会 長		<p>ご質問はありますか。</p>
委 員		<p>一つ質問をさせていただきますが、市債を発行されていま すよね。何年の期間で全部を償還する予定ですか。60年で ですか。</p>
事務局		<p>基本的には、30年です。5年間据置いて、6年目から元 金を償還させるという方法です。</p>
委 員		<p>普通、国債であれば例えば60億60兆円の国債を発行す ると、最初の10年間で10兆円なくして、後は借入でもう 一回ずつ繋いでということをやりますよね。市の場合も同じ ですか。</p>
事務局		<p>据え置いて、その後は均等で償還をして行くという方法で す。</p>
委 員		<p>均等ですか。30年とか25年で終わるわけですか。</p>
事務局		<p>そうです。はい。</p>
委 員		<p>5ページの表ですが、見ていて改定率が57年4月と平成7 年12月40%を超える改定。それ以降は、平成9年は24 というのがありますけど10%以下は何か特徴的に40% を変えた時の事情が分かれば知りたいのと、あと、もう一点 が平成10年の7月に8.9%プラス消費税5%転嫁、実質 3.9%改定という意味か、改定の反映のさせ方が変わった のかどうか知りたい。その二点をお願いしたいのですが。</p>
事務局		<p>昭和の時代の使用料の改定ですが、確かに率を見ますと4 0%以上ということでございますが、当初の使用料が低く抑 えられている部分があって、改定率も高くなった。確かに状 況緩和しておりますので、そういった事情があるのかなとい うふうに考えます。</p>
委 員		<p>10年7月の8.9%プラス消費税5%の点ですが、これ は、実質3.9%でそれに消費税を転嫁する制度になったか ら実態としては、8.9%上がりましたよ。という意味なの か。制度が改定になってそれ以後も同じような制度になっ ているのか知りたかったのですが。</p>
委 員		<p>10年前に消費税は掛けてなかったのじゃないかな確か。そ れで、10年度に3%から5%に引き上げたのを機会に使用</p>

	<p>委 員</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p> <p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>事務局</p> <p>委 員</p> <p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>料に反映させたのではないかと思うのですが。</p> <p>従ってそれ以降は、消費税が改定率になっているのですね。</p> <p>そうですね。</p> <p>仮に、10%下水道料金が上がったとすると代表的な世帯というのは、どれだけ費用がかかりますか。10%になった時、20%でも良いです。</p> <p>影響率ということですよ。平均な家庭が25立方ぐらいですから、現在の使用料で1862円ですから、一割として186円というような値上げになります。</p> <p>ご質問はありますか。</p> <p>先ほどの一般会計の繰出金の認められている経費の関係ですが、雨水の処理に要する資本経費、維持管理費、分流式の下水道等に要する経費、各種の起債の償還に関する経費がまとめられています。</p> <p>その他にご質問ございませんか。</p> <p>11ページ科目別歳出状況で23年度予備費がありますよね。22年度まで決算の関係でやってあるわけ。</p> <p>そうです。</p> <p>23年度は予算ですね。そういうことですね。</p> <p>23年度は予算を載せてあります。</p> <p>それでは、議題「4 その他」に入ります。</p> <p>挙手。</p> <p>はい。</p> <p>それでは「その他」ですが、2点お願いいたします。</p> <p>「今後の会議予定と委員謝礼について」でございます。</p> <p>「平成23年度検討委員会の開催予定日（案）」をご覧くださいと思います。</p> <p>本日、7月14日を第1回目といたしまして、今後6回、全7回の会議の開催を予定しております。</p> <p>そこで、次回、第2回目の委員会でございますが、下水道事業について、さらに御理解をいただくため、昭島市にございます、多摩川上流水再生センターを視察していただきたいと思います。</p> <p>次に、3回目は8月26日午後2時から市役所4階402の方で「下水道事業の財政状況等について」ご説明させていただきますと考えております。</p> <p>次に第4、第5回目は、9月下旬及び10月下旬に「下水道財政の今後について」、第6回目は、11月上旬に「下水道使用料の改定について」、最終回である第7回目は、12月上旬に「報告（案）について」検討いただき、12月中旬には市長へ報告をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>次に、「次回以降の会議の開催日程」をご覧くださいと思います。</p> <p>先ほどご説明申し上げましたが、次回、第2回目につつま</p>
--	--	--

		<p>しては、8月5日（金）に多摩川上流水再生センターの視察をしていただきます。</p> <p>次に第3回目ですが、8月26日（金）午後2時から市役所の会議室で開催したいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
委員		<p>日程の話ですが、出来れば早めに日程が分かれば言っていただきたい。</p>
事務局		<p>出来れば、第2回目の視察の時に調整をさせていただきます。とりあえず、第3回目までということで、よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて2点目、「委員謝礼」についてでございます。</p> <p>本日、会議に出席をいただきました委員謝礼でございますが、ご指定をいただきました口座に、今月末までに振込をさせていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長		<p>今のことにつきまして、何かご質問はありますか。</p>
委員		<p>予定について、お伺いしたいのですが。だいたい金曜日定例という形になりそうですか。</p>
事務局		<p>たまたま会議日程を早めに調整したかったため、3回目まで決めさせていただきましたが、それ以降、もし、この場でそういったお話ができれば調整をさせていただきますと思います。</p> <p>時間、曜日の問題をお話しただいて、決めて頂ければそれに合わせて、こちらも調整させていただきますと思います。</p>
会長		<p>今、皆さんで駄目な曜日と午前午後を言いましょう。どうぞ</p>
委員		<p>はい。申し訳ありません。木曜日、金曜日が午後用事がございますので、出来ましたら、午前中でしたら何とかありますが、他の曜日にして頂けるとありがたいです。</p>
委員		<p>はい。私は木曜日は、外して頂きたい。出来れば、午前中やっていることがあるので、今日あたりの時間帯なら都合はつきますけど。</p>
委員		<p>特に何曜日というのは、ありません。</p>
委員		<p>これは、第2回は動くんですか。</p>
事務局		<p>第2回第3回は予約を入れてしまっているのです、それでよろしく願います。</p>
委員		<p>3回は、どうにかかりますか。</p>
事務局		<p>3回目に関しては、変更は可能です。</p>
委員		<p>8月は、大丈夫です。</p>
委員		<p>(話し合い)</p>
事務局		<p>8月26日（金）午前10時に決定</p> <p>第3回の8月26日午後2時のところを、8月26日午前10時にご訂正をお願いいたします。</p> <p>第2回目の会議開催通知につきましては、後程お配りをい</p>

	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>たします。第3回目につきましては、第2回の会議の際にお渡しするようなかたちでよろしいでしょうか。</p> <p>第4回目以降の日程調整はどのようにしたらよいでしょうか。月曜日というお話がございましたが。</p> <p>今日いらっしゃらなかった方にお聞きして、それで後決めるしかないですね。</p> <p>第4回ですが、9月26日(月)午前10時からで調整をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>では、第3回目は8月26日(金)午前10時で第4回目が9月26日(月)午前10時。よろしくお願いたします。その他にご質問は、ありませんか。</p> <p>特にないようですので、第1回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会を終了したいと思います。</p> <p>皆様長時間に渡り誠にありがとうございました。お疲れ様でした。</p>
--	--------------------------------	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者：_____ 0 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：_____） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：_____）

庶務担当課	都市整備部 下水道課（内線：255）
-------	--------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）